

川崎市地域見守り体制強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会を通じ、地域活動の醸成や地域団体等の活動支援を行うことで地域の見守り体制を構築し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する要支援児童及びその保護者等（以下「要支援家庭等」という。）も含めて、地域社会全体で児童及びその家庭を見守り・支える体制を強化することを目的として実施する川崎市地域見守り体制強化事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域活動の醸成

地域団体や地域人材の主体的な地域活動について、要支援家庭等が地域で生活する上で見守り体制に寄与する活動となるよう、地域活動の醸成及びコーディネートを行うとともに、民生委員児童委員等の公的人材の活動に係るコーディネートを行う。

(2) 地域団体等の活動支援

地域団体等に対し、個人情報の保護や要支援家庭等の状況に応じた適切な支援方法等、個別支援に関わる基本的事項の習得に向けた活動支援を行う。

(3) 要支援家庭等の把握

地域団体等が実施する地域活動を通して、多様かつ複合的な課題を抱え、支援が届きにくいことが懸念される児童及びその家庭の状況を把握し、所管の区役所地域みまもり支援センターへ報告する。

(4) 地域団体等と地域みまもりセンター等相談機関との連携の推進

要支援家庭等の把握の円滑な実施を目的として、地域団体等と地域みまもり支援センター等行政機関や社会福祉法人等が運営する民間施設等の専門機関が日頃から関係性を築くことができる具体的な仕組みを構築し、地域と行政専門相談機関の連携を推進する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益財団法人、非営利活動法人等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(事業実施に係る留意点)

第4条 受託者は、本事業を効果的に推進するため、関係機関と適切に連携を図りながら事業を実施するものとする。

2 受託者は、本事業の対象となる要支援家庭等の生活状況等について、所管の区役所地域みまもり支援センター又は所管の児童相談所に適宜報告を行うとともに、川崎市は、報告した情報につ

いて、必要に応じて、川崎市要保護児童対策地域協議会において情報共有を行うものとする。

3 受託者は、本事業の対象となる要支援家庭等に関し、業務上知り得た情報等について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(業務委託に係る事業実施計画書及び事業実施報告書の提出)

第5条 受託者は、事前に市長宛て事業実施計画書を提出するものとし、事業終了後は、事業実施報告書を提出するものとする。

(業務委託に係る指導及び監督)

第6条 市長は、受託者に対して適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。